

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 「会社法改正条文」(シリーズ2)

2018年8月1日公布

※赤文字は改正内容。

改正条文	改正前の内容	改正内容
<p>第 22-1 条</p>	<p>増定</p>	<p>会社は毎年定期的に<b>董事、監査役、経理人及び発行した株式総数又は資本総額の 10%以上を所持している株主の姓名又は名称、国籍、生年月日或は設立年、月、日、身分証明書番号、株式所持数或は出資額及びその他の中央主務期間が指定した事項を電子方式で、中央主務機関作成又は指定した情報サイトで申告をしなければならない。変更が生じた場合、15日以内に申告しなければならない。但し、一定の条件に満たした会社には適用されない。(第1項)</b></p> <p><b>前項の資料について、中央主務機関は定期的に監査を行わなければならない。(第2項)</b></p> <p><b>第1項に於ける情報サイトの構築或は指定、資料の申告期間、フォーマット、経理人の範囲、一定条件会社の範囲、資料の収集、処理、利用及び所要費用、指定事項の内容、前項の監査手続き、方式及びその他の遵守すべき事項の方法については、中央主務機関と法務部の定めに</b></p>

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		<p>よる。 (第3項)</p> <p>第1項の規定に従い申告をせず、又は申告内容に不実があり、中央主務機関より改正期限が定められ、期間内に改正しなかった場合、改正するまで会社の代表董事に対し、NT\$50万以上、NT\$500万以下の過料を処する。(第4項)</p> <p>前項の場合、第1項の情報サイトの於いて、その都度処理の状況を掲載しなければならない。(第5項)</p>
<p>第28条</p>	<p>会社の公告を、本社所在地の直轄市又は県(市)の日刊新聞の顕著な箇所に掲載しなければならない。但し、株式を公開発行する会社に対し、証券管理機関が別段の規定を定めた場合は、この限りではない。</p>	<p>会社の公告を、新聞紙又はデジタル新聞に掲載しなければならない。(第1項)</p> <p>前項の場合において、中央主務機関は会社公告のため、特定サイトの構築又は指定をすることができる。(第2項)</p> <p>前2項の規定について、株式を公開発行する会社に対し、証券管理機関が別段の規定を定めた場合は、その規定に従う。(第3項)</p>
<p>第28-1条</p>	<p>主務機関は法律に基づき会社へ送達すべき公文書が送達できない場合は、代わりに会社を代表する責任者に送達する。尚も送達できない場合は、代わりに公告することができる。</p>	<p>主務機関は法律に基づき会社へ送達すべき公文書を電子方式で行うことができる。(第1項)</p> <p>主務機関は法律に基づき会社へ送達すべき公文書が送達できない場合は、代わりに会社を</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		<p>代表する責任者に送達する。尚も送達できない場合は、代わりに公告であることができる。(第2項)</p> <p><b>電子方式での送達実施方法は、中央主務機関が定める。(第3項)</b></p>
<p><b>第29条</b></p>	<p>会社が、定款の規定に基づき経理人を置くことができ、その委任、解任及び報酬は次の規定に基づいて定める。但し、会社定款に高い基準が定められている場合は、それによる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 無限責任会社、二合会社の場合は、全無限責任株主の過半数の同意を得なければならない。</li> <li>2. 有限会社の場合は、全社員の過半数の同意を得なければならない。</li> <li>3. 株式有限会社の場合は、過半数の董事が出席し、出席した董事の過半数の同意を得た董事会の決議で行わなければならない。(第1項)</li> </ol> <p>会社は、第156条第7項の事由がある場合、専門案件を処理する主務機関が、政府救済措置に参加する会社に財務構成の改善計画を提出する</p>	<p>会社が、定款の規定に基づき経理人を置くことができ、その委任、解任及び報酬は次の規定に基づいて定める。但し、会社定款に高い基準が定められている場合は、それによる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 無限責任会社、二合会社の場合は、全無限責任株主の過半数の同意を得なければならない。</li> <li>2. 有限会社の場合は、全社員の過半数<b>議決権</b>の同意を得なければならない。</li> <li>3. 株式有限会社の場合は、過半数の董事が出席し、出席した董事の過半数の同意を得た董事会の決議で行わなければならない。(第1項)</li> </ol> <p>会社は、第156-4条の事由がある場合、専門案件を処理する主務機関が、政府救済措置に参加する会社に財務構成の改善計画を提出することを要求しなければならないし、経理人に支給する報酬の制限又はその他</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>ことを要求しなければならないし、経理人に支給する報酬の制限又はその他の必要な措置或は制限をかけることができる。その方法は、中央主務機関が定める。(第2項)</p> <p>経理人は国内に住所又は居所を有するべき。(第3項)</p>	<p>の必要な措置或は制限をかけることができる。その方法は、中央主務機関が定める。(第2項)</p>
<p>第30条</p>	<p>次の事由のいずれがある場合、経理人をしてはならない。既に経理人をしている場合は、当然解任とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 組織犯罪防制条例に規定する罪を犯し、その有罪判決が確定し、服役期間満期後の期間はまだ5年を超えていない者。</li> <li>2. 詐欺、背任、横領の罪で1年以上の有期懲役が宣告され、服役期間満期後の期間はまだ2年を超えていない者。</li> <li>3. 公務時に公金の着服により、判決が確定し、服役期間満期後の期間はまだ2年を超えていない者。</li> <li>4. 破産の宣告を受けてまだ復権していない者。</li> <li>5. 手形・小切手の使用が拒絶され、取引禁止期間がまだ満期していない場</li> </ol>	<p>次の事由のいずれがある場合、経理人をしてはならない。既に経理人をしている場合は、当然解任とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 組織犯罪防制条例に規定する罪を犯し、その有罪判決が確定した後、<b>未執行、執行未完了、又は執行完了、執行猶予期間満了、若しくは恩赦された後の期間</b>がまだ5年を超えていない者。</li> <li>2. 詐欺、背任、横領の罪で1年以上の有期懲役が<b>確定され、未執行、執行未満了、又は執行完了、執行猶予期間完了若しくは恩赦された後の期間</b>がまだ2年を超えていない者。</li> <li>3. <b>かつて汚職の罪を犯し、有罪判決が確定し、未執行、執行未完了、又は執行完了、執行猶予期間が満了若しくは恩赦された後の期間</b>がま</li> </ol>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>合。</p> <p>6. 無行為能力者又は制限行為能力者。</p>	<p>だ2年を超えていない者。</p> <p>4. 破産の宣告を受け、又は裁判所の判決により清算手続きを開始してまだ復権していない者。</p> <p>5. 手形・小切手の使用が拒絶され、取引禁止期間がまだ満期していない場合。</p> <p>6. 無行為能力者又は制限行為能力者。</p> <p>7. 補助宣告を受け、まだ取り下げられていない場合。</p>
--	--------------------------------------	---



本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。